



乗車証見直しの実行を許す

動 勞 于 業

82.11.2
1185
No.

國鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五〇六・（公衆）〇四三二二七二〇七

当局は十月二二日、「乗車証の見直し」について「最終案である」として、不当にも一方的に組合側に提案してきた。今春以降、「ヤミ・カラ」「緊急十一項目」等による既得権剥奪攻撃はし烈をきわめており、その最大の攻撃として、十一月三〇日をもって当局が一方的に「改訂」＝大改悪せんとしている「現協協約改訂」攻撃とともに、今回の「乗車証見直し」攻撃がある。勤労千葉は、OBも参加して行われた団交の席上、この反動的な提案を怒りをこめて弾劾するとともに、その白紙撤回を要求して徹底的に当局を追及した。

不當極まりない「当局提案」の内容

「全線」を廃止し、次の四区分とする。

(1) 地区線：(現行の首都圏)：機関士、電運士、
　　気運士、検査係、等。

(2) 隣接局線：(千葉局プラス東京南局)：車掌、
　　列車掛、機関助士、等。

(3) 局 線：(千葉局プラス東京都区内)：前記以外の職員(勤続一年未満の者を除く)。

(4) 通 勤：(通勤区間)：勤続一年未満の職員、
　　準職員。

二、精勤乗車証の廃止、退職者乗車証の廃止

(1) 「精勤乗車証」を廃止し、「割引証」を年間12

◎久義 懲罰处分を受けること

* 訓告 渡辺：一回に6枚の渡

②表彰受彰者には付加をする。
（総裁表彰：十枚、局長表彰：十

③繁忙期（ゴールデンウイーク・お盆・年末始）の使用制限を行う。

(2) 職員の新婚旅行に對しては十日間を限度とし、必要枚数の「割引証」を交付（5割引）
(3) 「退職者乗車証」を廢止し、勤続二四年以上の者について「割引証」を年間6枚（5割引）を發行する。

三
家
族
害
弓
証

発行枚数：年間20枚

勤続12年以上の職員については親を含む分として10枚プラス。

使用制限：繁忙期、修学旅行、団体旅行には使用制限を行う。

四、その他：：乗車証は一般の定期と同じ様式にして、写真証は廃止する。私鉄との「相互乗車」を抑止するため協力要請する。

(1)職務乗車証、精勤・部内乗車証：57年12月1日
(2)家族割引証：既発行のものは58年7月31日まで有効。新割引券は58年7月1日から交付。

目錄
卷之三

賞・言をからめ
一、人生支酔を猶
更に加えて、その反動性の第二は、欠勤や他の労働処分にこれをからませて、「割引証の交付停止や減数措置」をとり、一方で「表彰者には枚数を増やす」とする徹底した賞罰、差別分断政策を導入しようとしている点である。このことは懲戒処分との「二重処分」を意味するのみならず、本来全員が平等に持っていた当然の既得権^ハバスを不当にとり上げておいて「多くほしければ、当局にもっと忠誠をつくせ」と労働者の心を切りきざみ利益誘導して、労働組合の弱体化を狙っているものとして絶対に容認できないものである。

第三回 「このノルマ問題」攻撃の妙白い方針が国鉄当局の全く「問答無用」「一方的通告→即、実施」というわれわれ労働者と労働組合を完全に無視抹殺する対応の超反動性である。

第二臨調・政府自民党・さらには反動マスコミによる攻撃を、われわれのささやかな当然の既得権にすぎないこのパスにことさら大うつしの悪感情を集中させ、その上にのって強行する当局の姿勢は実に許しがたいものである!! 同時に今かけられてきている「現協改悪」攻撃と並んでこれは現下の「緊急11項目」攻撃の最も鋭い攻撃の本性をあますところなくむき出しにしているものである。自民党や国鉄当局のボスと酒席・ゴルフの談合を重ねることによって「ブルトレの大裏切り」を突破口に、次つぎと屈服を強要してきた勤労「本部」革マルの裏切り路線が、今日このような当局のカサにかかった理不尽な全面攻撃を呼び込み、助長していくことについて、我々はあらためて怒りを倍加させ弾劾しなければならない。この攻撃が国鉄労働運動の解体を狙ったものである事をはっきりと見すえ、全職場から反撃の闘いに決起しよう。

組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！